

地域観光事業支援「もっと観光みえ ver.3」概要書

三重県と(一社)三重県旅行業協会は、県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、観光産業の早期回復を図るとともに、県内観光への県民ニーズにも応えるため、感染防止対策を徹底した県内への旅行商品等(日帰り旅行、宿泊旅行)へ助成を行う、地域観光事業支援「もっと観光みえ ver.3」を以下のとおり実施いたします。
(注)「もっと観光みえ ver.2」と比較して、変更又は追記になった個所を赤字で記載しています。

記

1. 事業内容

三重県内に本店を置く旅行業者が取扱う三重県民を対象とする県内観光に係る感染防止対策を徹底した旅行商品等(企画旅行・手配旅行)に助成を行います。

三重県民は対象旅行商品等を取扱う登録旅行業者で直接予約し、登録旅行業者は助成額分を割引した金額で旅行商品の販売を行い、定額の「みえ得トラベル地域応援クーポン」を付与します。

尚、本事業は国の「地域観光事業支援」による補助を受けて実施するものです。

※クーポン(みえ得トラベル地域応援クーポン)は当協会から各旅行会社へ送付いたしますが、クーポン事業の運営は別団体組織が行います。(みえ得トラベル地域応援クーポンのホームページをご覧ください)

2. 助成対象の旅行と助成金額及びクーポン額

助成対象になる旅行	助成金額と地域応援クーポン額
ひとり 5,000 円(税込)以上の日帰り旅行	1 人 2,500 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 10,000 円(税込)以上の日帰り旅行	1 人 5,000 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 1泊 5,000 円(税込)以上の宿泊旅行	1 人 1泊 2,500 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 1泊 10,000 円(税込)以上の宿泊旅行【※週末泊】	1 人 1泊 5,000 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 1泊 10,000 円(税込)以上の宿泊旅行【※平日泊】	1 人 1泊 6,000 円割引とクーポン 2,000 円分

【※週末泊】金曜、土曜日の宿泊 【※平日泊】日曜～木曜日の宿泊(祝日及び祝前日の宿泊を含みます)

- 個人旅行・団体旅行のいずれも利用可能です。連泊制限はありませんが、公費出張は対象外です。
- 同一旅行者が同一日程で「日帰り旅行」と「宿泊旅行」を重複しての助成は利用不可です。
- Go to トラベル(現在停止)との併用は不可です。今後、実施が見込まれる三重県独自で実施予定の観光支援事業との併用については別途通知いたします。
- 教育旅行(修学旅行、社会見学、遠足等)での利用も可能で、県が実施する他支援との併用もできますが、平日(日～木曜)泊 6,000 円割引は、適用されません。
- 教育旅行詳細については、本紙の「●教育旅行について」で確認ください。

3. 主な要件

(1) 実施期間

【日帰り旅行】令和3年10月15日(金)以降に予約/販売を開始し、10月15日(金)以降に始まり、令和3年11月30日(火)までに終了する日帰り旅行。

【宿泊旅行】令和3年10月15日(金)以降に予約/販売を開始し、令和3年10月15日(金)～令和3年11月30日(火)以降に始まり、令和3年12月1日(水)までに終了(チェックアウト)する宿泊を伴う旅行。 ※終了時期は延長する可能性があります。

※但し、教育旅行に限り既存予約に対しても適用します。詳細は本紙の「●教育旅行について」で確認ください。

(2) 対象の旅行業者

旅行業法に基づく旅行業（第1種・第2種・第3種・地域限定）の登録を受けた旅行業者のうち三重県内に本店を置き、当該事業「もっと観光みえ」参加同意書・誓約書(様式1-1)を提出した旅行業者。但し事務局から参画除外通知を受けた旅行業者を除きます。

尚、旅行業代理業者は所属旅行業者(親会社)扱いになり、旅行業代理業者の申請及び助成金の請求等は、所属旅行業者(親会社)が行います。

(3) 対象の旅行商品

【日帰り旅行】旅行業者等が企画・手配する三重県内を出発地・目的地とした旅行で、宿泊以外の旅行サービス、食事・観光施設入場・運送サービス(交通機関)、旅行業務取扱料金等の合計金額が一人当たり5,000円(税込)以上の同日中に出発地に戻ることが予定されている旅行。

※食事を主とする日帰り旅行の場合、観光旅行の定義から逸脱する疑義のあるものは対象外です。手配旅行又は企画旅行にかかわらず、旅行会社が取扱う常識的な「観光旅行」「旅行商品」を販売してください。(観光と食事をセットして販売する場合、観光が中心であり食事はあくまで付帯するという考え方になります)

【宿泊を伴う旅行】旅行業者等が企画・手配する三重県内を出発地・目的地とする宿泊を伴う旅行で、旅行サービス、食事・観光施設入場・運送サービス(交通機関)、旅行業務取扱料金等の合計金額が一人当たり1泊5,000円(税込)以上の宿泊旅行。

※同一旅行者が同一日程で「日帰り旅行」を2回利用は出来ません。また同一旅行者が同一日程で「日帰り旅行」と「宿泊旅行」を重複しての利用も出来ません。

※旅行サービス料において、地域での消費喚起に裨益しないと評価される旅行サービス料は除きます。また旅行代金を対象の旅行業者が収受しない旅行(現地支払い)は対象外です。

※旅行代金に含める運送サービス(交通機関)とは…対象の旅行業者が手配する、鉄道・路線バス等の公共交通機関、観光バス、遊覧船、高速船、渡船、観光タクシー、貸切タクシー、レンタカー会社が貸与するレンタカー。

※旅行代金に含めない交通機関とは…上記以外の交通機関(マイカー等)とします。

※食事を主とする日帰り旅行において、三密回避(感染予防)を目的としたテイクアウトの食事代金は対象といたします。

(4) 感染防止対策の徹底

県が定める「三重県指針」等に基づき、宿泊施設、観光・食事施設等における「三重県感染防止対策実施中宣言ポスター」の掲出、旅行者への「新しい旅のエチケット」等の感染防止に向けたマナー啓発チラシの配布等、感染防止対策を徹底した旅行に限り助成いたします。

●教育旅行について

教育旅行での申請手続き及び注意点は以下のとおりです。

【申請について】 申請書(教育旅行用)1通、旅行代金がわかる手配書等1通

※すでに事務局に申請書を送付し、承認を受けたものは除きます。

【契約の締結時期】 契約の締結時期は10月15日以降の契約であることが前提となります。

但し、令和3年7月8日以降の契約の締結であれば、手配書等に10月15日以降の日付で、「再契約済」であることを明記していれば申請書類としては可とします。

※すでに承認済の分は、事業者で契約時期を再確認いただき、事業者でご対応をお願いします。

※令和3年7月8日以前の契約の場合は、必ず契約書(引受書)の再契約を交わしてください。

【追加書類の提出】 事務局の審査過程で、下記の提出を求める場合があります。

(1) 学校側と締結した契約書面/引受書(学校長印が押されているもの)。

(2) 契約書面/引受書に旅行代金が記載されていない場合は、学校側に提出を行った見積書の写しと助成金の請求時に学校側に発行をした請求書の写しを添付いただく場合があります。

【その他】

(1) 学校側に旅行内容を確認する書面を発行し、回答をお願いする場合があります。

(2) すでに承認を受けている学校様へもお願いする場合があります。

教育旅行も日帰り旅行は11月30日まで、宿泊を伴う旅行は12月1日チェックアウト分までが助成の対象です。12月1日以降に出発する教育旅行は助成金の対象外です。

※教育旅行とは、県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)が学校行事として企画し、校外で実施する修学旅行、遠足、社会見学等のこと。

4. 運営事務局

三重県より委託を受けた、(一社)三重県旅行業協会 新型コロナ対策特別委員会で構成された「もっと観光みえ事務局」が事業の運営を行います。詳細は以下のとおりです。

【事務局の名称と責任者】

事務局の名称(仮称) 「もっと観光みえ」事務局

【事務局の開設運営期間】

令和3年10月12日～事業終了まで ※事業終了後約1カ月間は事務処理期間

【事務局対応時間および定休日】

運営期間 令和3年10月12日～事業終了月の翌月末日まで

受付時間 午前10時から午後5時まで ※時間外は電話対応不可

定休日 土曜日・日曜日・祝日

【事務局の所在地】

三重県津市神戸202番地 津スポーツセンター2階

(一社)全国旅行業協会三重県支部 / (一社)三重県旅行業協会 内

【事務局専用電話回線／ファクシミリ回線／メールアドレス】

電話 059-253-2655 ファクシミリ 059-253-2656

メールアドレス: anta-mie@iaa.itkeeper.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.anta-mie.jp>

5. その他特記事項

事業期間内であっても、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また緊急事態宣言、緊急警戒宣言等による県知事の要請で、本事業の全部及び一部を停止、又は終了する場合があります。

以上。